

出題趣旨・採点基準（刑法） 配点 100 点

第1問は、第1問は、甲が、Aの欺罔行為開始後に共謀を遂げ、宅配便で送付された荷物を受領したが、騙されたふり作戦が開始されていたために、実際に受領したのは模造現金入りの荷物であったという事実関係に即して、Aに詐欺未遂罪が成立することを簡単に確認したうえで、承継的共同正犯の成否、不能犯との区別を検討することを求めるものである。

第2問は、いわゆる「誤振込」に始まる一連の事態を素材に、債権の取立人からの要求により（誤）振込金を債務の弁済としてその銀行口座に振り込んだ者、取り立てた金を私的に使うために銀行口座から引き出した者、引き出された現金を事情を知らずに取り、その後拐帯した者について、電子計算機使用詐欺罪、詐欺罪ないし業務上横領罪、盗品等罪、横領罪などの各種財産犯の成否や共犯関係を事実に基づいて論じさせるものである。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力および表現力を備えているかを判定した。